社会福祉法人ル・プリ
奨学生募集　案内

2026（令和 8）年度

１　奨学金事業について

本奨学金制度は、障碍福祉、高齢者福祉、児童福祉等の分野での実践者を目指し、大学院、大学、短大、専門学校に就学している学生に対して、将来の実践の場を提供するとともに、在学期中の勉学環境を支援するために、当法人が運営をするものです。

貸与型奨学金ですが、当法人に就職を希望する学生を対象としています。

また、実際に当法人に就職し一定の期間働いた場合には、奨学金の返済が免除されます。

奨学金を希望する学生は、本奨学金の申請にあたり、上記の本奨学金の趣旨を十分に理解のうえで、直接法人に申請をしてください。

当法人の事業内容については、ホームページ（アドレス　http://le-pli.jp/）をご覧ください。また、ご不明の点があれば、法人ホームページの「奨学金問い合わせ」をクリックして質問事項を入力してください。

２　学生の資格

大学院生、四年制大学の学部生、短期大学の学生、専修学校（専門課程以上に限る。）の学生（いずれも通信制及び夜間制を除く）であること。

在籍学部の制限はありませんが、実践の場（職場）によっては、保育士資格の取得や児童指導員資格に定められる学科及び課程を修めて卒業する必要があります。配属された職場によっては、保育士資格取得や※児童指導員任用資格としての科目の履修が必要になります。

※児童指導員任用資格・・・①社会福祉士、精神保健福祉士資格の保有

②大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学のいずれかを専修する学科や研究科を修了している。

③幼稚園、小学校、中学校、義務教育校、高等学校、中等教育学校等の教員免許を保有

３　奨学金額

⑴　　奨学金　５０，０００円（月額）

⑵　　入学金助成金　２００，０００円（2026 年度入学の第１学年生に限る。）

※年間の貸与額は、第１学年生の場合、80 万円、第２学年生以上６０万円

４　他の奨学金との併用

全ての貸与型奨学金、日本学生支援機構（JASSO）・地方自治体・公的機関からの給付型奨学金との併用が可能です。

ただし、本奨学金と同様に、奨学金の貸与（給付）主体に奨学生が職員として勤務する（意思がある）ことを条件とする、他団体による奨学金との併用はできません。

５　募集概要

(1)　応募（受付）期間

２０２６（令和８）年８月３日（月）～１０月３０日（金）

⑵　募集人数　　５名程度

６　応募方法

⑴　本案内から奨学金申請書（様式第１号）をダウンロードし、必要事項と小論文（本人の将来への決意）を自筆で記入してください。記入にあたっては、８の注意事項に従ってください。

⑵　申請書、小論文のほか、次の書類を揃えて郵送してください。

ア　口座振り込み依頼書（様式第２号）（届出書は、本案内からダウンロードして記入してください。）

イ　履歴書（書式は案内からダウンロードして記入してください。顔写真貼付のこと）

ウ　申請者本人の住民票１通（発行から６か月以内、マイナンバー記載なし）

エ　在学証明書（原本：学校所定の様式で可）１通

オ　直近の成績証明書（原本：学校所定の様式で可）１通

※2026 年３月に高等学校（専修学校高等課程を含む）を卒業し、2026 年４月に大学等に入学した者は、高等学校長等が作成する調査書（高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書＜原本＞）

⑶　書類の送付にあたっては、上記⑵のすべての書類を揃えてください。（郵送料は申請者負担です。）

７　申請書提出について

⑴　　郵送先

〒２４１－０８１２　横浜市旭区金が谷５５０

社会福祉法人ル・プリ　法人本部　　採用担当　内田　宛て

⑵　　締め切り

2026 年１０月３０日（金曜日）（１０月３０日　消印有効）

８　申請書記入にあたっての注意事項

⑴　　申請者欄

ア　住所、氏名欄には、住民登録地及び申請者本人の氏名を記入

イ　連絡先℡は、本人に連絡できる固定電話番号あるいは携帯電話番号

ウ　在学校名は、学校名のほか学部・学科名、学年まで記入

⑵　　奨学金貸与希望期間

今回の申請をもって、卒業年度末までの申請を行うことになりますので、申込者各自の就学先を最短で卒業する年度の３月までの期間を記入してください。

例１）　2026 年４月に四年制大学に入学した場合には、2030 年３月まで

例２）　2026 年４月に短期大学第２学年に在学の場合、2028 年３月まで

⑶　　保証人

有職者であり、独立して生計を維持している方を保証人としてください。その方に本奨学金制度内容と保証人となることで生じる責任についての同意を得て、その方の署名をお願いします。なお、法人から保証人の方に対し、保証人となることの承諾について確認をする場合があります。

⑷　　小論文（将来への決意）について**（重要）**

就学後に学びを深めていこうと考えている分野、あるいは現に在籍する研究室での研究テーマなどについて、その取り組み（調査や実習）の姿勢や活動過程についての説明のほか、当法人が実施する社会福祉事業（法人ホームページを参照）の中で、ご自身が実践の場として働こうと考えている職場（分野）について、その意気込みを含めて記載してください。

また、本案内の「２学生の資格」でも説明をしていますが、当法人内の事業所・施設のうち、保育所や児童福祉施設（養護施設や福祉型障害児施設）に配属となった場合には、国家資格としての保育士資格や実際に働くにあたり必要

となる資格（任用資格）として社会福祉士・精神保健福祉士資格、幼稚園、小・中学校、高等学校の教員免許所持などが条件とされます。そうした受験資格等を得る課程を修める予定であるかどうかについても記載してください。

９　選考等について

⑴ 一次選考（書類選考）の合否結果を２０２６年１１月下旬までに通知します。

⑵ 一次選考合格の方については、合格通知のほか二次選考についての案内をお知らせします。

⑶ 二次選考の合否結果（最終結果）については１２月下旬を予定しています。

１０　採用者の手続き

奨学生に決定した方は、法人所定の誓約書を提出していただきます。また、奨学金貸付契約書を法人との間で締結していただきます。

１１　奨学生の義務

奨学生は以下の届出の義務を負います。

⑴　居住先に変更があったとき

⑵　休学、復学、留年、留学、転学等の異動があったとき

⑶　その他本人の身分及び保証人に変更があったとき

⑷　各学年での成績通知

１２　奨学金の打切りと返済

次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を打切るものとします。あわせて、すでに貸与された奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一括返済しなければなりません。

⑴　就学先の大学等を退学した場合又は卒業が不可能となった場合

⑵　心身の故障のため就学の見込みがなくなったと認められる場合

⑶　学業成績が著しく不良となったと認められる場合（留年を含む）

⑷　奨学生が、奨学金の貸与を自ら辞退した場合

⑸　奨学生が上記にある義務を怠った場合

⑹　虚偽の申請その他不正な手段をもって奨学金の支給を受けた場合

⑺　前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みが無くなったと認められる場合